

〈自由論文〉

「公民」・「公共」・社会科

“Civics”, “Public Studies”, and Social Studies

上野 隆生

Takao Ueno

【Abstract】

This article examines the implication of “Civics” (Komin) and “Civic Studies” (Kokyo), focusing on the word “Public” (Ko, or Ooyake) which is mutually included both in “Civics” (Komin) and in “Civic Studies” (Kokyo).

“Social Studies” (Shakai-ka) has been drastically changed from the very beginning of the new curriculum after the defeat of Japan in 1945. Then the newly established “Social Studies” is characterized by its comprehensiveness and by its close relationship with the new Constitution and the Fundamental Law of Education, which can be called the “Trinity”.

Especially after the so-called 1955 system emerged, the “Social Studies” has been gradually eviscerated, according to the Course of Study formulated by the Ministry of Education (Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology), both character of the “Social Studies”, comprehensiveness and the “Trinity”. We can find three turning points of such evisceration: 1969, 1989, and 2018. In 1969 the curriculum of junior high school changed to “Civics” from “Politics, Economics and Society” in 1989 the “Social Studies” in senior high school divided into “Geography-History” (Chiririkishi) and “Civics”. Finally in 2018 the “Civic Studies” was newly added to the branch of “Civics”.

This article argues that the vague or ambivalent meaning of the word “Public” has much to do with the evisceration of “Social Studies” and the dismantling of the Trinity of the Constitution, the Fundamental Law of Education and the “Social Studies”.

【キーワード】

公民, 公共, 公と私, 社会科

はじめに

1947年に始まった社会科は、その総合性とともに「基本的人権の尊重を根本とする民主主義思想を民衆のものにすることをねらいとする教科」である点に特質があった¹⁾。同年に施行された日

本国憲法ならびに教育基本法とともに、これらは三位一体の関係にあるといえよう。しかし、1955年体制成立後には社会科解体の動きが顕在化する。学習指導要領といわゆるF項ページによる教科書検定²⁾などを介した規制強化にそれは示された。中学校社会科については、1960年代に「期待される人間像」が物議をかもした後、1969年

の学習指導要領でそれまでの「政治・経済・社会」分野が「公民的分野」と変更された。高校社会科については、1978年の現代社会の新設を経て、1989年には高校社会科が地理歴史科と公民科に解体された³⁾。そして、2006年には教育基本法の改悪、2015年には集団安全保障を憲法解釈変改により容認するに至った。名目的に社会科の名は中学校で残っていること、日本国憲法第9条はかろうじて明文規定を残していること、この2点を除けば、日本国憲法・教育基本法・社会科という三位一体構造は崩壊の危機に瀕しているといっても過言ではあるまい。

その傾向を象徴するかのようには、2018年に学習指導要領も大きく変更された。高校地歴科・公民科ではとりわけその変化は大きく、公民科では「公共」が新設された。1947年以降、70年余りの期間を見ると、「公民」を冠した分野・科目の登場が如上の三位一体構造解体の一つの節目となっている。

それでは、「公民」あるいは「公共」自体にはどのような含意があるのだろうか。本稿は、主に中学・高校の社会科を対象として、これらの言葉の含意と社会科解体の展開との関わりを検討しようとするものである。

ちなみに、「公共」については、どのように教えるべきかという教授法の観点から、あるいは同科目の意義などに関して、近年教育学の分野で多くの論考が見受けられる。また、アジア・太平洋戦争以前の「公民科」や「公民教育」の歴史的展開を扱った論考も見受けられる⁴⁾。

本稿の視点は、これら教育史の分野で取り上げられてきたものとは異なっている。これまでの学習指導要領を見ても、その登場以来、「公民」とは何かについては語られてこなかった。新たに登場した「公共」についても同様で、やはり明確な説明がなされているとは言い難い。語られていない点にこそ重要な意味があるのではないだろうか。本稿では、「公民」・「公共」について、近代以降の使用法と含意を概観し、社会科の変質・解体とこれらの用語の関連性を検討する。

1. 「公民」

「公民」という用語はどのような意味で、いつ頃から使用されていたのであろうか。

「抑も公民なる字は市町村制度の発布と共に始めて日本社会に現^マれたるもの⁵⁾」との指摘もある通り、市町村制の施行が「公民」を形式的に規定することとなった。市制町村制いづれについても第7条で次のように規定されている（以下には市制第7条を掲げるが、町村制の場合は「市」を「町村」に代えただけである）。

凡帝国臣民ニシテ公権ヲ有スル独立ノ男子二年以来（一）市ノ属民トナリ（二）其市ノ負担ヲ分任シ及（三）其市内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接国税年額二円以上ヲ納ムル者ハ其市住民トス其公費ヲ以テ救助ヲ受ケタル後二年ヲ経サル者ハ此限ニ在ラス但場合ニ依リ市会ノ議決ヲ以テ本条ニ定ムルニテ年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

此法律ニ於テ独立ト称スルハ満二十五歳以上ニシテ一戸ヲ構ヘ且治産ノ禁ヲ受ケサル者ヲ云フ⁶⁾

正確には「公民」とは記しておらず、「公権ヲ有スル」「帝国臣民」で、記載の条件を満たす者を「市住民」とする旨が規定されている。ただ、これが形式的な意味付けとなった点は否めない。「公民」を「ヒトリダチノヒト」と小学生向けに説明するのもこの一環といえよう⁷⁾。

その後、「公民学」「公民教育」「公民生活」など「公民」を付した熟語が多用されるようになる。1910年代以降になると「公民教育」が注目され、1920年代には「公民教育」の意義を説く論調は一層顕著になる。「都市公民」という表現が登場する一方、『公民読本』と冠する書籍も多く出版された。その一つである後藤新平『公民読本』では、「公民」の要件を、25歳以上で独立した生計を営み、2年以上当該市町村の住民で同市町村税を納付した者と説明し、前述の市制町村制第7条

に掲げられた条件を満たす者を「市公民」として
いる⁸⁾。1930年代になってもこの捉え方は変わ
らず、文部省のお墨付きで主張を展開した感のあ
る大島正徳は、「法律上より見たる公民」は
「二十五歳以上の男子で其の土地に二年以上居住
して、帝国臣民であり」選挙権を有する者とされ
ている⁹⁾。また、19世紀末に教育勅語に代えて
新たな指針を念頭に著された『人民読本』で、著
者竹越與三郎は「市公民」という表現を用いてい
る¹⁰⁾。もっともその後竹越は「自由公民」とい
う表現を用い¹¹⁾、さらに『人民読本』の改訂版
では「公民」という表現は用いられず、「議員を
選挙すべき権を有するもの」と具体的に記されて
いる¹²⁾。

大島のいう「法律上より見たる公民」とは形式
的・操作的規定であり¹³⁾、さらに「公民」には
「道徳上より見たる公民」と「政治生活上より見
たる公民」が存在するとされた¹⁴⁾。後者は「参
政権」を有する者＝「公民権がある」ということ
で、「公民と国民」は同じであるとするが、前者
についてはなお曖昧な説明で、「公共心、道徳心」
を持たねばならず、「公に奉ずる公共的精神」を
有することではじめて法律上の「公民」として十
分な活躍ができる、という。この不分明で情緒的
な叙述からは、曖昧なままになし崩し的に、「公
民」と「公共的精神」とが連動し、「奉公」に傾
斜していることが看取される。大島は戦後になる
と「デモクラシー」を前面に掲げて、「公民とい
ふことは、市町村自治団体生活の構成要素とし
ての一人といふことで」「市町村民の一員としての
公民たる自覚」と銜いもなく述べている¹⁵⁾。

如上の「公民」理解の継続は、形式的・操作的
規定であるがゆえに可能であったと考えられる。
これに対して、戦前の民間右翼の一人と目された
権藤成卿の「公民」理解は、日本における「公」
概念の特性とも関わる。以下、権藤の述べてい
るところを祖述してみよう¹⁶⁾。

権藤は、「人心の弛緩」を憂え、それは「国民
道徳の頽廢」によって生じているとする。「国民
道徳の頽廢は何に帰因するものであろうか」と自
問する権藤は、『「公民」といふ言葉の持つ真の意

義を、官民共に理解してゐないことに由つてゐる
と思はれる」と結論づける。ここで「公民」の意
味が重要となるが、権藤によれば、日本古来の
「公民」とは「天皇の大御寶」で、「奴隷民と区別
された自由民」を指すヨーロッパでいうところの
「公民」とは異なるとする。その意味で、

日本の昔からの慣例から云へば、国民の総て
は等しく「公民」であつて、そして公民であ
る以上、その上に種々の差別を設くべきもの
ではなかつたのである。

そして次のように結論づける。

公民科が設けられ、公民道徳（国民道徳）が
説かれてゐるが、……その真意義を心でもつ
て理解し、且つ身をもつて実行したものは、
殆んど無かつた有様である。

天皇制下での「天皇の大御寶」という一視同仁
的存在として「公民」を位置づけている点が、権
藤の「公民」理解の特徴である。権藤の他にも、
「臣民」は『「大御寶」或は『公民』、即ち『オホ
ミタカラ』』といった指摘は散見されるが¹⁷⁾、時
流に迎合した感は否めない。

「公民」の使用時期についてみると、必ずしも
市制町村制以後に使用され始めたわけではない。
「公民」という用語は、「天下之公民」¹⁸⁾や「公
民之費用」¹⁹⁾という表現にみられるように幕末
維新期から見受けられる。そして市制町村制施行
を境に、「市公民」²⁰⁾や「公民権」²¹⁾という表現
で選挙資格を有する者を表記する使用例も登場す
る。また、「在朝鮮国公民」など日本国籍を有す
る者という意味での使用例も一般化した²²⁾。

一方で「市民」という言葉も存在した。「市民」
と「公民」とはどのように違うのだろうか。憲法
学者の佐々木惣一は、「市町村の住民と公民」に
関して、「市民」はすなわち「市住民」であり、
当該市町村の居住者で外国人も住民たり得るとす
る一方、「公民」はその「住民」の中で選挙権を
有する者としている²³⁾。

また、アジア・太平洋戦争末期、東南アジアの統治に関する文献を訳出した司法省は、「公民 Citizens と臣民 Subjects との区別」を指摘している²⁴⁾。注目されるのは、訳語の対応である。ちなみに、「citizen」について現在の英和辞典では、「(出生または帰化により市民権をもち、一国、特に共和国に対する忠誠の義務を有する) 公民、人民、国民」あるいは「市民」という訳語が記されている²⁵⁾。また、「citizenship」については、「市民(公民)の身分(資格)、市民権、公民権」という訳語が示されている²⁶⁾。逆に「公民」の訳語としては「citizen, burgess, denizen, freeman」が²⁷⁾、「市民」の訳語としては「citizen, burgher」が²⁸⁾、「市民権」の訳語としては「the right of citizenship, civil (civic, citizen's) rights」が²⁹⁾、それぞれ示されている。現在でも「citizen」に「市民」とともに「公民」という訳語が当てられているとともに、とりわけ教育に関わると「公民」という表現が好んで使用される傾向が見られる。たとえば、「英国では、公民(citizenship)が2002年秋より必修科目となる」とか³⁰⁾、「公民」は「広義では、社会団体の一員として、積極的に社会を形成していく場合の国民と解される」などの事例が挙げられる³¹⁾。なお、教育関係では、「公民とは、国または地方公共団体という政治社会の構成員のことをいう」との定義もある³²⁾。この定義は一見包括的に映るが、それでもなお「政治社会」に限定することにより、前述の「法律上の公民」と同義となり、国籍・選挙権などによる区別を含んでいるといえよう。

要するに、必ずしも明確な意識が稀薄なまま、「市民」と「公民」が限りなく同義的に使用されてきたといえるのではないだろうか。その点では、アジア・太平洋戦争以前と以後とでは変わるところがなかった。たとえば戦前でも、「公民」は「西洋では市民(citizen, citizen)である」とか³³⁾、「公民」とは「立憲自治の民」である³⁴⁾、などの指摘は珍しくなかった。

このように、「公民」を無定義のまま、所与で周知のこととする使用法は、そのまま継続して現在まで至っているといえよう。「学習指導要領」

にもそれが表れていて、「公民的分野」登場以降の「公民」の無定義的な使用法はその文脈で捉えられる。

2. 「公共」

「公共」という用語はどのような意味で、いつ頃から使用されていたのであろうか。

現在とほぼ同様の意味で使われている事例は意外と早くから見受けられる。たとえば、神戸で「紳商」が「談話会」を開き、「平常兵庫の公共に関する利害得失に注目し大に将来の改良を希図するものなり」との記事や³⁵⁾、「米商会所」や「株式取引所」の売買が「公共に妨害を及ぼすと認むるときは」農商務卿が禁止できるとの布告を紹介する記事など³⁶⁾、少なくとも1880年代には一般的に使用されていた。さらに、京都府会議員有志が「将来京都の公共の利害に関する事項を談論する目的」で「談話会」を開くことにしたとの記事や³⁷⁾、「公共事件」³⁸⁾や「公共ノ財産」³⁹⁾など、いずれも現在の用法と同様の使い方が目を引く。

「公共」に特徴的なのは、「国」や「国家」、「道徳」と結びついて使用されている点であろう。たとえば、「公共心」に「くにをおもふこゝろ」⁴⁰⁾との振り仮名ルビを振っている事例を始めとして、「公共愛國ノ心」⁴¹⁾、「公共心は、国家的道徳の基なり」⁴²⁾、などはその典型的な事例といえよう。同様に、

国運の發達は、国民の徳義心、忠愛心、公共心の發動に起因する所多き知るべきなり。苟も国家を組成し、其進歩發達を希ふもの、居常徳義心、忠愛心、及公共心の涵養に注意する所なくして、可ならんや⁴³⁾。

という件にも、「公共」と「国」や「国家」、「道徳」との連動性を看取できる。

さらに、「戦時」の「義勇奉公ノ精神」と対応する恰好で「公共心ハ平時ニ於テ一日モ缺クベカラザルモノデアル」とする指摘⁴⁴⁾などもこの特徴を示す一例として挙げられる。換言する表現と

して、「公共心と云ふは畢竟、村の為め国の為に盡すと云ふことである」⁴⁵⁾、「公共の精神とは自己を犠牲としても公衆の為に盡すと云ふ精神である」⁴⁶⁾、なども目に付く。あるいは、

公共の精神、即ち我々は社会奉仕に働いて行くのであるから公共の精神、所謂分より全に向って行く⁴⁷⁾。

とか、

公共の精神とは何であるかといふと、町村民が町村の理想を目標に其使命を敬愛して、その実現に必要な場合には其の有するものを進んで町村の為に捧ぐる事を喜びとする心持である⁴⁸⁾。

などの主張が繰り返され、ともすれば全体主義的・滅私奉公の心性が内包されているのがわかる。日本における民主主義のあり方と真の民主主義が根付いているのかという観点からも、大正デモクラシーの時期にこれらの「公共」理解が反復されている点は留意されてよいだろう。

それ以前にも、地方改良運動の展開と雁行する恰好で、「自治体の発達は、一面地方住民の公共心の反映である」として「公共心の涵養」が強調され⁴⁹⁾、「人民の公共心」が注目されている⁵⁰⁾。「公共心」は「自治の精神」でもあるとする論調も少なくないが⁵¹⁾、いずれの場合も「公共心と云へば大体何人にも理解し得らるゝが如し」とか⁵²⁾、「公共心の反対は利己心である、……利己心は実に自治の敵である」⁵³⁾など、所与ないし周知の前提として「公共心」が語られるとともに、「自治」との連関が強調されるようになっていった。この場合の「自治」は権力からの自由である「団体自治」ではなく、「地方行政」の手段としての側面のものである⁵⁴⁾。

1930年代になると、「公共」と「道徳」・「愛国心」との連動は一層顕著になる。蘇峰徳富猪一郎の『国民小訓』はその一例である。同書では「自治心と公共心」という節を設けて、

公共心とは、我は公共団体の一員である、故に其の一員として、公共団体全般の為めを図らねばならぬと云ふ心である。……自発的に、我が利益を抛ち、公に徇するに至りて、茲に始めて公共心の完全なる働きを見る⁵⁵⁾。

と述べ、「愛国心と皇室中心主義」という節がこれに続いている。この他にも、「公共奉仕」⁵⁶⁾などの用語例は少なくない。なお、行政学の沿革から「公共」と「公益」は重要であると蠟山政道は述べるが、必ずしも「公共」について明確に定義づけているとは言い難い⁵⁷⁾。

このように、「公共」という言葉は、当初は「public」に近い意味で使用されていたが、次第に「利己心」を否定し、ややもすると「国」や「国家」のために、あるいは「全体」のために「奉仕」するという含意を以て使用されてきたといえよう。このような意味を内包したまま、戦後において改めて検討し直されたり、定義づけられた形跡はなく、如上の、一般的に解されているであろう意味——それが実は陥穽を有しているのだが——で継続的に疑問なく使用されて現在に至っているのではないだろうか。

3. 「公」の含意

「公民」と「公共」の持つ曖昧さ、ややもすれば「国家」や「奉仕」に傾斜する意味を内包している点には留意する必要がある。その要因は、両者に含まれる「公」という言葉にあるのではないだろうか。敢えて比喩的図式的にいえば、「公民」+「公共」=「公」(「民」+「共」)と因数分解されて、「公」という要素が浮き上がり、二重に用いられていることが明らかになる。それでは、日本における「公」にはどのような意味があるのだろうか。

日本における「公」と「私」について簡潔に要点を摘出したのが溝口雄三である⁵⁸⁾。以下、溝口の指摘に依拠しながら日本における「公」の特性を押さえておこう。

中国から「公」という概念が日本に流入する以前から、日本には「オホヤケ」という概念がすでに存在していた。「オホヤケ」とは、集落＝共同体の中核機能を、さらにその管理機能・管理者である首長を含んだ観念であった⁵⁹⁾。これに対して「私」は、古来ひそやか・個人的・内輪事という意味を有していた⁶⁰⁾。日本における「公」と「私」の特性は以下の4点にまとめられる⁶¹⁾。

- ① おおやけを公然の領域、わたくしを隠然の領域とした二重領域性によって棲み分けられている。
- ② おおやけ領域は常にわたくし領域に優越する。
- ③ わたくし領域にとって、おおやけ領域は所与的・先験的であり、おおやけ領域に従属するものとされる。
- ④ おおやけ領域は天皇を最高位とし、国家を最大領域とし、其の上や外に出ることはない。

中国の「公」が関係性やつながりを内包するのに比して、日本の「公」は領域性を特性にもち、そのため没原理的とならざるを得なかったとも指摘されている⁶²⁾。その結果、日本の公立・公有・公用の「公」は、「私」以外の領域であることを示し、日本で「公」「公共」といえば、「私」の関与できない、あるいは「私」の権利が主張できない、私以外の領域を指すことになった⁶³⁾。加えて、日本古来の倫理思想では道徳上の価値を「私」を去ることに求め、「私」に執着することなく、私利私益を越えて「公」に奉ずるのは、「キヨキ心」「アカキ心」であるとして賞賛された⁶⁴⁾。

幕藩体制下で「公儀」＝「お上」と言えば幕府を指すのは周知のことだが、それに見られるように、「公」を政治権力と同一視する方向性が含意されているといえよう。したがって、明治維新後天皇制の下では、「公」はあたかも自明のことであるかのように天皇（および天皇制下の政府）を意味するようになった。それを前提として、「公民」と「臣民」、さらには「市民」が明確に区別されることなく曖昧なまま使用され続けていったのである。

なお、「市民」について一言すれば、フランス

人権宣言の正式名称が「人および市民の諸権利の宣言」である点に着目し、「人」(homme)の権利と並べて「市民」(citoyen)の権利を区別しているのは重要であるとする樋口陽一の指摘は見逃せない⁶⁵⁾。「われわれは、市民となつてはじめて人となる」とのルソーの言にあるように、主権の行使にかかわる個々人に着目したときに「市民」が語られ、「市民の権利」＝政治参加であり、人権（＝国家からの自由）とは区別される⁶⁶⁾。「citizen」に「公民」という訳語を当てると如上の「市民」ならびに「人」の意味は閑却されてしまう。1920年代以降多用された「立憲自治」について、「公民」が形式的に政治参加の制度に組み込まれる側面に力点が置かれ、権力からの自由、すなわち政治権力に対して自主性を主張する「団体自治」の側面に十分な注意を払うことはなかった⁶⁷⁾。

4. 社会科とその解体

1924年、実業補習学校に「公民科」が設置された際の「教授要領」には、「本課ハ町村制ニ於ケル公民ノ権利ノ大要ヲ授ケ公民権尊重ノ精神ヲ養ハシム」と記されている⁶⁸⁾。その後の「公民科」および「公民的分野」に関わる記述を、「教授要領」や戦後の学習指導要領から抽出してみよう（便宜的に冒頭にアルファベット記号を付す）。

A ……公民科ニ於テハ法制上、経済上及社会上ノ事項ニ関シ之ガ事實的説明ヲナシ以テ道義ニ帰結セシムルヲ旨トシ修身、国語、歴史、地理、実業等ノ諸学科目ト聯絡裨補シテ其ノ教授ノ効果ヲ全ウセンコトヲ期スベキノミナラズ訓練ト相待チテ公民的徳操ノ涵養ニカムベキナリ……⁶⁹⁾

B 公民科ハ国民ノ政治生活、経済生活並ニ社会生活ヲ完ウスルニ足ルベキ知徳ヲ涵養シ殊ニ遵法ノ精神ト共存共栄ノ本義トヲ會得セシメ公共ノ為ニ奉仕ヲ協同シテ事ニ当ルノ気風ヲ養ヒ以テ善良ナル立憲自治ノ民タルノ素

地ヲ育成スルヲ以テ要旨トス⁷⁰⁾

C 公民科ニ於テハ我ガ国民ノ政治生活、経済生活及社会生活ニ関スル事項ヲ会得セシメ殊ニ我ガ国ノ特質ト是等ノ生活トノ関係ヲ明確ニシテ以テ日本臣民タルノ信念ト憲政治下ノ国民タルノ資質トヲ養成スルコトヲ要ス我ガ国体及国憲ノ本義特ニ肇国ノ精神及憲法発布ノ由来ヲ知ラシメ……我ガ国固有ノ醇風美俗ヲ尚ビ協同生活ノ訓練ヲ重ンジ以テ公民的徳操ヲ養ヒ大国民タルノ資質ヲ育成スルコトニカムベシ⁷¹⁾

D (1) 個人の尊厳と人権の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を正しく認識させて、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権をになう公民として必要な基礎的教養をつちかう。

(2) 家族、地域社会、国家その他の社会集団は、相互に密接に関連していること、また、個人の幸福は、社会や国家の発展と深い関係があることを認識させて、個人の役割についての理解を深め、社会や国家の発展に尽くそうとする態度を育てる。……⁷²⁾

E 広い視野に立って、社会と人間についての理解と認識を深め、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民的資質を養う⁷³⁾。

F ……広い視野に立って、現代社会に対する判断力の基礎と人間の生き方について自ら考える力を養うとともに、人間生活の向上を図り、進んで国家・社会の進展に寄与しようとする態度を育てる⁷⁴⁾。

G 広い視野に立って、……民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う⁷⁵⁾。

H よりよい社会の実現を視野に、……国民

主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める⁷⁶⁾。

I よりよい社会の実現を視野に、……公共的な空間に生き国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める⁷⁷⁾。

J 一 生徒が、人間としての自覚を深めて人格を発展させるように導き、社会連帯性の意識を強めて、共同生活の進歩に貢献するとともに、礼儀正しい社会人として行動するように導くこと。

二 生徒に各種の社会、すなわち家庭・学校及び種々の団体について、その構成員の役割と相互の依存関係とを理解させ、自己の地位と責任とを自覚させること。

三 社会生活において事象を合理的に判断するとともに、社会の秩序や法を尊重して行動する態度を養い、更に政治的な諸問題に対して宣伝の意味を理解し、自分で種々の情報を集めて、科学的総合的な自分の考えを立て、正義・公正・寛容・友愛の精神をもって、共同の福祉を増進する関心と能力とを発展させること。……⁷⁸⁾

これらの史料を時系列で整除しなさい、と入試問題的に問われると、案外困惑するのではないだろうか。現代仮名使いと常用漢字に直すとなおさらであろう。AからIまでは時系列になっている。このうちAからCまではアジア・太平洋戦争以前の記述で、DからIまでは現在に至るまでの学習指導要領の記述である。そしてJは、1947年の学習指導要領（試案）にある「社会科の目標」の一部である。AからIを通覧すると、戦前の「公民科」教授要目と1969年以降の「公民的分野」・「公民科」の類似性・同質性が際立つ。その

類似性・同質とは、「国民」(あるいは「臣民」)、「公民」・「公共」などの用語が登場する際に、明確な説明がないまま使用されている点に集約される。短絡的に現状が戦前に回帰しているというつもりはないが、これらには一貫した所与の前提が内包され続けているのではないだろうか。戦前から無規定のままの「公民」を引き継ぎながら、次第に「公共的な空間」や、「国民主権を担う公民」という表記が強調されてくる。また、「主権」と「公民」が殆ど無自覚的に結び付けられ、「社会や国家の発展に尽くそうとする態度を育てる」ことが強調されている。同時に、「国民」(戦前においては「臣民」)としての「自覚」が強調され、「国民主権」(戦前においては「立憲自治」・「立憲政治」)との関わりが強調されている。また、「臣民」や「奉仕」あるいは「公民」に、「愛国心」が内包されている点は忘れてはならないだろう。

翻って、1947年の「社会科の目標」に掲げられている内容をみれば、「公民」や「公共」という表現ではなく、「社会」「社会生活」「共同の福祉」という平易明快な言い方となっている。社会を構成する人々を素直に社会構成員ということにより、選挙権を有するか否かなどの形式要件で区切る「公民」や曖昧無規定なままの「公民」よりも、多様な人々を包括的に捉えることができるはずである。そして、それらの人々すべてが基本的人権を有することもなお一層明確になるとともに、社会科の根幹である基本的人権の重要性を強調できるのではないだろうか。

改めて「社会科」の特性——1947年の「目標」にも掲げられている——と日本国憲法・教育基本法との三位一体性に鑑みると、「公民」という用語の登場を境として、社会科の変質・解体が進行したとみることができよう。そして、「公共」の登場はそのような変質・解体の証左ともいえる。社会科をいわば内から掘り崩す要素として機能したのが、「(「社会」に代替した)「公民」・「公共」であり、両者に含まれる「公」という要素であった、と考えることができるのではないだろうか。

おわりに

「公民」・「公共」は、その使用の初発から多義性と曖昧さを内包していた。それにもかかわらず、多義性と曖昧さをそのままにして、現在まで変わらずに使用され続けている。両者に含まれる「公」の意味合いとも相俟って、「公」の陥穽にとらわれがち傾向も不変である。その結果、とすれば権力に従うことが前提とされる「公民」があるいは権力に傾斜するベクトルとして作用する「公共」が、無意識の裡に拡大してきたのではないだろうか。基本的人権の尊重を基盤とする民主主義を体現する教科としての社会科は、かかる「公民」・「公共」の拡大に伴い、「公」の陥穽にとらわれることにより、実質的に変質し解体され続けてきた。それに拍車をかけたのが、系統主義的教科知識の強調であろう。新たな学習指導要領を一瞥すれば、系統主義的知識を前提として、思考力・表現力などを涵養することが力説されている。系統主義的知識自体が膨大なもので、それを踏まえて考えるというのは、考える深度を問わないことになりかねない。同時に、社会科の総合性は閑却され、結果的には個々の知識を注入することで授業時間を費消する可能性が少なくない。1950年代の系統主義と問題解決型学習をめぐる論争を想起させる展開が、前者に傾斜する恰好で進行してきた結果ともいえよう。系統主義は「結局は社会科を解体して地理、歴史、修身・公民の三科に還元しようという意見に外ならない」との梅根悟の危惧は現実のものとなっている⁷⁹⁾。

また「主権者」教育の名の下で、「国民主権を担う公民」が強調されるが、「主権」と「人権」との緊張関係——「主権」の有無で「人権」を制限する可能性——に鑑みると⁸⁰⁾、「主権」(この場合には限りなく参政権=投票権)を強調することで、「人権」は「主権」を有する者に限局されとの感覚を抱かせる可能性が払拭できない。この点でも、普遍的な基本的人権の尊重が根柢にあるはずの社会科からは乖離したものになってしまう恐れもある。

世界人権宣言や難民条約を引くまでもなく、「人権」がより広く自由権・参政権を包含する意味で解されるべきであることを考えれば⁸¹⁾、「公民」・「公共」ではなく、社会構成員すべてを含めた表現を考えるのが妥当ではないだろうか。基本的人権の尊重と社会科との不可分の関係、ならびにそこからくる社会科の総合性という基本特質は、それによって改めて明確になるであろう。

【注】

- 1) 梅根悟「社会科の成立と発展」、岡津彦彦編『小学校社会科の新教育課程』国土社、1958年、10頁。
- 2) 検定における「F項バージ」については、日本民間教育研究団体連絡会編『日本の社会科三十年』民衆社、1977年、100-101頁、などを参照。
- 3) 学習指導要領については、特記しない限り、国立教育研究所「教育研究情報データベース」にある「学習指導要領の一覧」により、年度・校種を示すこととする。
- 4) たとえば、亀井大史「大正末-昭和初期の“理想的公民像”に関する一考察：我が国最初の『公民科教授要綱』成立をめぐって」『東京大学日本史学研究室紀要』第15号、2011年3月、139-212頁、松野修『近代日本の公民教育：教科書の中の自由・法・競争』名古屋大学出版会、1997年、などを参照。また、「公民教育」研究史をまとめたものとして、土屋「戦前期日本公民教育史研究の展開と意義」『岩手大学文化論叢』第5号、2002年3月、127-138頁、などを参照。社会科の成立と特性については、前掲『日本の社会科三十年』、田中武雄『戦後社会科の復権』岩崎書店、1981年、片上宗二編著『敗戦直後の公民教育構想』教育史料出版会、1984年、片上宗二『日本社会科成立史研究』風間書房、1993年、などを参照。
- 5) 柿原武熊『日本公民論』有朋館、1889年、21頁。
- 6) 「市制町村制ヲ定ム」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A15111463700、公文類聚・第十二編・明治二十一年・第一巻・政体・政体総・親政体例・詔勅・布告式・制度雑款（国立公文書館）。「市制」2頁。注釈書も出版されているが、たとえば、立松省三『市制町村制注解』藍外堂、1888年、7頁、でも同規定の内容が繰り返されている。
- 7) 教育研究会編『小学教科書字解、第6学年用』行川静、1911年、16頁。
- 8) 後藤新平『公民読本、青年の巻』東京宝文館、1926年、42頁。
- 9) 大島正徳（東京帝国大学講師）『公民教育叢書 第3輯 女子と公民教育』文部省社会教育局、1937年、1-2頁。
- 10) 明治版『人民読本』、竹越與三郎『人民読本』慶應義塾福澤研究センター、1988年、86頁。竹越については、西田毅『竹越與三郎』ミネルヴァ書房、2015年、拙稿「竹越與三郎のアジア認識」、黒沢・斎藤・櫻井編『国際環境のなかの近代日本』（共著）芙蓉書房出版、2001年、133-166頁、を参照。
- 11) 竹越與三郎『三叉書翰』開拓社、1903年、54頁。
- 12) 大正版『人民読本』、竹越、前掲『人民読本』、211頁。
- 13) 大島、前掲書、1-2頁。
- 14) 大島、前掲書、3-10、11-16頁。
- 15) 大島正徳『デモクラシーの基本概念』至文堂、1948年、222頁。
- 16) 権藤成卿述『血盟團事件・五・一五事件・二・二六事件・其後に来るもの』平野書房、1936年、53-56頁。
- 17) 山崎又次郎『新体制の基礎帝国憲法論』清水書店、1943年、4頁。
- 18) 「奉幣使・正親寺実徳・ヲ畝傍陵ニ遣シ天皇元服ヲ加ヘシヲ告テ且其遅延ヲ謝ス」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A15070383500、太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第四十八巻・宮内・内廷（国立公文書館）。
- 19) 「8月22日 安場福島県権令 県庁御下げの儀に付伺」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C09121263600、明治5年8月 諸県 2 22（防衛省防衛研究所）各県-雑-M5-1-55（防衛省防衛研究所）。
- 20) 「市制施行ニ付府県会議員ノ選挙及市民ノ資格ニ関スル件ヲ定ム」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A15111661200、公文類聚・第十三編・明治二十二年・第一巻・政体・政体総・詔勅・布告式・議会（国立公文書館）類00386100（国立公文書館）。
- 21) 「静岡県ヨリ所得税納付方并公民権ノ件ヲ内務大蔵両省ニ質ス」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A15111800600、公文類聚・第十三編・明治二十二年・第三十六巻・租税二・地租・印税・海関税・雑税（国立公文書館）類00421100（国立公文書館）。
- 22) 「第一部 歳入ノ一 外務省」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A12110000300、各省決算報告書・明治十九年度歳入決算報告一（国立公文書館）歳B00126100（国立公文書館）。
- 23) 佐々木惣一『憲法・行政法演習、第1巻』日本評論社、1941年、340-350頁。
- 24) 司法省秘書課訳編『原住民法論集』（『司法資料』第290号）司法省秘書課、1944年2月調製、4-6頁。
- 25) 『研究社新英和大辞典第6版』2002年、458頁。
- 26) 同前、459頁。
- 27) 『研究社新英和大辞典第4版』1974年、第40刷（2001年）、913頁。
- 28) 同前、1540頁。
- 29) 同前、1540頁。
- 30) 岡崎竜子「金融に関する消費者教育の実情と今後の進め方：海外実地調査結果を中心に」『東証取引参加者協会レポート』5（4）、東証取引参加者協会、2001年11月、4頁。
- 31) 衆議院憲法調査会事務局「教育を受ける権利に関する基礎的資料：基本的人権の保障に関する調査小委員会（平成15年2月13日の参考資料）」2003年2月。
- 32) 山崎英則・片上宗二編『教育用語辞典』ミネルヴァ書房、2003年、181頁。
- 33) 遠藤隆吉『生々示修養教本、下巻』果園学舎出版部、1941年、278-279頁。
- 34) 広浜嘉雄『青年を対象とする公民教育』大日本聯合青年団、

- 1937年, 37頁。
- 35) 1882年5月19日付『朝日新聞』1面。
- 36) 1882年8月27日付『朝日新聞』1面。
- 37) 1884年2月13日付『朝日新聞』2面。
- 38) 内閣法制局訳『各国議院章程』博聞社, 1889年, 「瑞典国議員章程」第二章第二議院, 121頁。
- 39) 内務省令第1号, 『官報』第1669号, 1889年1月24日付, 193頁。
- 40) 横山雅男(鉄研狂史)『平民の目さまし: 一名・衆議院議員選挙の心得』第2巻, 経済統計社, 1889年, 11頁。
- 41) 松永道一『商業汎論』有隣堂, 1887年, 48頁。
- 42) 井上哲次郎『中學修身教科書, 卷二』金港堂書籍, 1903年, 35頁。
- 43) 加藤政之助『戦後経済策』長島文昌堂, 1898年, 46頁。
- 44) 湯地幸平『選挙ノ精神ト罰則』松華堂, 1912年, 6頁。
- 45) 大橋徹映『青年団』仏教学会, 1917年, 85頁。
- 46) 岐阜県教育会編『農村自治の要道』東京宝文館, 1922年, 39頁。
- 47) 加藤咄堂『人及び人の問題』自立書房, 1932年, 108頁。
- 48) 藤田訓二『公民必携町村自治』日比野商店, 1926年, 9頁。
- 49) 前田宇治郎『地方自治の手引』地方改良研究会, 1911年, 45-50頁。
- 50) 神戸務編『地方の改良』帝国地方改良協会, 1912年, 22頁
- 51) 田子一民『小学校を中心とする地方改良』白水社, 1916年, 65頁。
- 52) 同前。
- 53) 岐阜県教育会編, 前掲書, 40頁。
- 54) 石田雄『一語の辞典 自治』三省堂, 1998年, 20頁。
- 55) 徳富猪一郎『国民小訓』民友社, 1933年, 176-177頁。
- 56) 鶴岡操『世界産業組合中央聯合論』叢文閣, 1938年, 99-100頁。
- 57) 蠟山政道『行政学原論, 第1分冊』日本評論社, 1936年, 114-130頁。なお, 蠟山については, 河野有理「『公民政治』の残影——蠟山政道と政治的教養のゆくえ——」『年報政治学』第67巻第1号, 2016年, 53-76頁参照。
- 58) 溝口雄三『一語の辞典 公私』三省堂, 1996年。
- 59) 同前, 13-15頁。
- 60) 同前, 36頁。
- 61) 同前, 44-45頁。
- 62) 同前, 64, 81頁。
- 63) 同前, 84-85頁。
- 64) 尾高朝雄『国民主権と天皇制』講談社学術文庫, 2019年(原著は1954年刊), 146頁。
- 65) 樋口陽一『一語の辞典 人権』三省堂, 1996年, 16頁。
- 66) 同前, 17頁。
- 67) 石田, 前掲書, 65頁。
- 68) 「実業補習学校公民科教授要綱(農村用)教授要旨 第二学年」, 『官報』第3640号, 1924年10月9日付, 219頁。
- 69) 「文部省訓令第二号」中学校令施行規則改正, 『官報』第1215号, 1931年1月20日付, 366頁。
- 70) 「文部省訓令第三号 実業学校公民科教授要目 第四学年 本要目実施上ノ注意」, 『官報』第1215号, 1931年1月20日付, 369頁。
- 71) 「文部省訓令第九号」, 中学校教授要目改正, 「公民科」(第四学年), 『官報』第3068号附録, 1937年3月27日付, 16-17頁。
- 72) 1969年『中学校学習指導要領』第2章各教科第2節社会第2各分野の目標および内容〔公民的分野〕1目標。
- 73) 1978年『高等学校学習指導要領』第2章各教科第2節社会第1款目標。
- 74) 1978年『高等学校学習指導要領』第2章各教科第2節社会第2款現代社会1目標。
- 75) 1989年『高等学校学習指導要領』第2章各教科第3節公民第1款目標。
- 76) 2018年『高等学校学習指導要領』第2章各学科に共通する各教科第3節公民第1款目標(3)。
- 77) 2018年『高等学校学習指導要領』第2章各学科に共通する各教科第3節公民第2款各科目第1公共1目標(3)。
- 78) 1947年学習指導要領社会科編(試案)第一章序論第二節〔社会科の目標〕。
- 79) 田中, 前掲書, 160-161頁。なお, 社会科の総合性に注目しながら社会科の復活を求める指摘は現場教員からもあがっている(たとえば, 「『高校社会科』の早期復活を」, 2010年4月8日付『朝日新聞』)。
- 80) 「主権」と「人権」が密接な相互連関と緊張関係にある点については, 樋口, 前掲書, 34-37頁, を参照。
- 81) 宮沢俊義「人権宣言概説」, 高木・末延・宮沢編『人権宣言集』岩波文庫, 1957年, 30-31頁。

(2023年1月5日 受稿)
(2023年1月10日 受理)